

和光市業務委託前金払事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土木建築に関する工事の設計若しくは調査又は測量の委託に係る契約における地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条の規定に基づく前金払に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象業務委託)

第2条 この要綱の対象となる業務委託（以下「対象業務委託」という。）は、土木建築に関する工事の設計及び調査又は測量の委託に係る契約の金額（以下「契約金額」という。）が500万円以上のものとする。

(指名競争入札の通知)

第3条 市長は、対象業務委託の入札において地方自治法施行令第167条の12第2項の規定による通知を行うときは、前金払の有無及びその支払条件を明示するものとする。

(前払金の額)

第4条 契約金額のうち前金払により支出される金銭（以下「前払金」という。）の額は、契約金額に10分の3を乗じて得た額（当該額に100万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、契約金額に10分の3を乗じて得た額（当該額に100万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）が2億円を超えるときは、その前払金の額は、2億円を限度とする。

(前払金の請求)

第5条 前払金の支払を受けようとする者は、和光市業務委託前払金請求書（別記様式）に公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定により登録を受けた保証事業会社の保証を証する書類を添えて市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合は、速やかにその内容を審査し、当該請求を受けた日から14日以内に当該請求を行った者に前払金を支払うものとする。

(前払金の返還)

第6条 市長は、前条第2項の規定により前払金の支払を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該前払金を返還させるものとする。

- (1) 公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約が解約されたとき。
- (2) 対象業務委託に係る契約が解除されたとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により前払金の支払を受けたとき。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。